

平成26年4月9日
徳島労働局

収入官吏章の無効についてのお知らせ

会計法第39条、予決令第111号、厚生労働省所管会計事務取扱規定第29条の規定に基づき任命した分任収入官吏代理について、下記のとおり収入官吏章を亡失した旨の報告がありましたので、平成26年4月1日以降、無効とする。

① 亡失時の所属官署・官職氏名

徳島公共職業安定所小松島出張所
厚生労働事務官 井原 正人

② 亡失した収入官吏等証票番号

収入官吏章 第1028号
(平成25年4月1日交付)

③ 亡失年月日

平成26年4月3日

④ その他

上記の亡失した収入官吏章を携帯して納付督促及び領収に来た者には、納付しないようご注意ください。

また、亡失した収入官吏章を携帯した者がおりましたら、徳島労働局労働保険徴収室（088-652-9143）までご連絡ください。